

役員報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第17条の規程に基づき、公益社団法人神奈川労務安全衛生協会（以下「本協会」という）定款第13条に規定する役員のうち、常時勤務する役員（以下「役員」という。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、次のとおりとする。

- 一 報酬月額
- 二 通勤手当
- 三 賞与
- 四 退職金
- 五 その他理事会が特に必要と認めたもの

2 本協会の業務について生じた実費の弁償は、報酬には含まれない。

(役員報酬の決定方法)

第3条 役員報酬月額及び賞与の額については、事業年度毎に全役員報酬総額の最高限度額を総会で決定する。

2 前項の個々の水準については、理事会から委任を受けた副会長による役員報酬委員会で本規程に基づき検討をし、理事会の承認を得る。

3 通勤手当は、就業規則による。

4 退職金は、役員を退任する場合に、本規程第7条および第8条の内容で支給する。

(報酬月額)

第4条 報酬月額は、別表1のとおりとする。

2 報酬月額は、毎年更改するが、更改の時点で満63歳を超える者は報酬月額を増額しない。

(支払日等)

第5条 報酬月額は、就業規則で定めた支払日に支給する。

2 役員就任、又は退任等に伴う日割り計算は、就業規則による。

(賞与)

第6条 賞与は、報酬月額に毎年決定する職員の賞与支給月数を乗じたものとする。ただし、職員の賞与支給月数に関らず、年間5カ月分を上限とする。

2 賞与は、役員業務遂行にあたっての業務成果、もしくは病欠勤等により特に考慮を要する場合は、役員報酬委員会で審議をし理事会で承認を得て、賞与支給額の15%の範囲で加算・減算をすることができる。

3 支払日は、夏期および年末の2回とする。

(退職金の支給)

第7条 退職金は、役員が退任した場合にその者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。

2 退職役員が、在任中に本協会に重大な損害を与えた場合や、協会の信用と名誉を著しく傷つけたと判断できる場合は、理事会の決定により退職金を減額し、又は支給しないことがある。

3 既に退職した役員が、その在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事会の決定により、既に支給をした退職金の全部又は一部を返納させることができる。

(退職金の支給額)

第8条 退職金の額は、退職日における報酬月額の100分の13.5に相当する額に在職月数を乗じた金額とする。

ただし、在職月数の上限は、120カ月とする。

2 1カ月未満の在職月数の端数は1カ月に切り上げる。

3 支給額は、1,000円単位とし、1,000円未満の端数があるときは、1,000円に切り上げる。

(実施に関し必要な事項)

第9条 本規程の実施に関し必要な事項は、就業規則に基づく職員の例に準じるものとする。

付 則

本規程は、平成23年4月1日から施行する。

<別表1> 報酬月額

専務理事	I	44.5万円
	II	47万円
	III	49.5万円
常務理事	I	39.5万円
	II	42万円
	III	44.5万円

※ランクIは、初任の位置付け。IIは、役員就任2～3年目。IIIは役員就任4年目以降を目安としているが、毎年の更改は第3条2項による。